

厚生労働省
国土交通省告示第一号
環境省

建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程（平成三十年国土交通省告示第一号。以下「登録規程」という。）の一部を次の表のように改正し、令和六年五月一日から適用する。ただし、この告示による改正後の登録規程第十六条第五項の規定による引渡しは、この告示の適用前においても、同項の規定の例により行うことができる。

令和六年四月五日

厚生労働大臣 武見 敬三
国土交通大臣 齊藤 鉄夫
環境大臣 伊藤信太郎
（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>(帳簿の記載等) 第十六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 建築物石綿含有建材調査者講習実施機関は、第一項の帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は光ディスク等を含む。第五項において同じ。）を、建築物石綿含有建材調査者講習事務の全部の廃止（登録の取消し及び登録の失効を含む。）をするまで保存するものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 建築物石綿含有建材調査者講習実施機関は、建築物石綿含有建材調査者講習事務の全部を廃止した場合（登録を取り消された場合及び登録がその効力を失った場合を含む。）には、第一項の帳簿を厚生労働大臣に引き渡さなければならない。</p>	<p>(帳簿の記載等) 第十六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 建築物石綿含有建材調査者講習実施機関は、第一項の帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は光ディスク等を含む。）を、建築物石綿含有建材調査者講習事務の全部を廃止するまで保存するものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(新設)</p>